

2017年12月19日

プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 スタニスラブ・ベセラ 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
HP: http:// www.kc-s.or.jp

お問い合わせ

当団体は、不当な勧誘行為や不当な表示・広告、不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。

2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日には、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当団体は、適格消費者団体として、貴社が提供する「布用消臭スプレー ファブリーズダブル除菌」（以下、「ファブリーズ」といいます。）の広告媒体であるテレビCM、webサイト、商品上の表記等（以下、「広告表示等」といいます。）に関し、不当景品類及び不当表示防止法上の問題がないか検討しております。

ファブリーズの広告表示等には、「瞬間お洗濯！」「新！ファブリーズで洗おう。」の音声あるいは文言が入っていますが、ファブリーズには「汚れを落とす」効果があるわけではなく、「汚れを落とす効果」があることを端的に示す言葉である「お洗濯」「洗おう」などの表示・表現がファブリーズの広告表示等で示されている点に問題があると考えられるからです。

ついては、貴社におかれましては、当団体の下記の各質問事項に対し、2018年1月23日までに書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

当団体は、本「お問い合わせ」については「お問い合わせ」を行っている事実も含めて非公開にて行っております。

今後「申入れ」等に移行した場合、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対

する貴社からのご回答等、「申入れ」以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公開いたします。（当団体の活動方針については、詳しくは別添の「K C'sの『お問い合わせ』『申入れ』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。

記（質問事項）

1. 貴社が提供するテレビCMについて

- (1) 「瞬間お洗濯」の音声あるいは文言が入ったテレビCMの放送開始時期はいつですか。
- (2) 同音声あるいは文言が入ったテレビCMは何パターンあり、一日に何回放映されるのでしょうか。下記の各日におけるCMのパターン数および放映回数についてご回答ください。
2016年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日
2017年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日
- (3) ファブリーズのテレビCMには「消臭する工程を洗濯と比較。汚れを落とすわけではありません。」の文字が表示されます（以下、「上記記載」といいます。）。上記記載に関し、以下の質問にご回答ください。
 - ① 上記記載を表示し始めた時期はいつですか。
 - ② 上記記載を表示する理由・目的は何ですか。
 - ③ 上記記載をテレビCMで表示する時間は何秒間でしょうか。
 - ④ 上記記載をテレビCMで表示する時間は、表示し始めた頃から現在まで変更はありますか。変更がある場合は、何秒間から何秒間に変更されたのか及び変更された時期についてご回答ください。
 - ⑤ ファブリーズのテレビCMにおいて、「瞬間お洗濯」は音声を流し、上記記載については音声を流さず文字による表示にとどめている理由をご回答ください。
- (4) ファブリーズのテレビCMには、「誕生！」「新！ファブリーズ」といった音声あるいは文言が入っていますが、現行のファブリーズと従来のファブリーズの違いについてご回答ください。

(5) 本お問い合わせ送達現在、放映されているファブリーズのテレビCMのすべてのバージョンを、DVD等にコピーして、当団体にご提供ください。

2. 貴社が提供する広告表示全般について

(1) 「瞬間お洗濯!」「新!ファブリーズで洗おう。」との文言・音声をファブリーズの表示広告等に使い始めた時期はいつですか。

(2) 上記記載をファブリーズの表示広告等に表示し始めた時期はいつですか。

(3) ファブリーズの広告表示等において上記記載を入れているのは、打消し表示としての位置づけですか。貴社の見解をご回答ください。

(4) ファブリーズの広告表示等において、「瞬間お洗濯」の文字の大きさに比して、上記記載の文字が小さい理由についてご回答ください。

(5) ファブリーズの広告表示等において、「99.9%除菌*2・消臭」「*2対象外の菌もあります」との記載が認められます。この記載について以下の質問にご回答ください。

① 「99.9%除菌・消臭」との結果を得た実験に関し、具体的な実験方法及び実験結果についてご回答ください。

② 「*2対象外の菌もあります」ということですが、どの菌が対象であり、どの菌が対象外なのか、具体的にご回答ください。

(6) 当団体は、貴社が広告表示等で使用する「瞬間お洗濯!」「新!ファブリーズで洗おう。」というキャッチコピーから、「新しいファブリーズには汚れを落とす効果がある。」と誤認する消費者が出現することを懸念しています。消費者がそのような誤認をする可能性の有無や程度に関する貴社の見解をご回答ください。

以上